

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 課程、研究科等、修業年限及び在学年限（第3条―第7条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第8条―第10条）
- 第4章 教育課程（第11条―第14条）
- 第5章 履修の方法、単位の認定等（第15条―第23条）
- 第6章 入学（第24条―第30条）
- 第7章 課程の修了及び学位（第31条―第33条）
- 第8章 削除
- 第9章 休学、退学等（第34条―第39条）
- 第10章 入学検定料、入学料、授業料等（第40条）
- 第11章 組織（第41条―第45条）
- 第12章 科目等履修生、外国人留学生等（第46条―第50条）
- 第13章 賞罰（第51条・第52条）
- 第14章 その他（第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 前橋工科大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授することにより、その深奥をきわめて、豊かな学識と高度な研究開発能力を兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価並びに改善（以下「自己評価等」という。）を行い、それらを公表する。

2 自己評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 課程、研究科等、修業年限及び在学年限

（課程）

第3条 本学大学院における課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(博士前期課程の目的)

第4条 博士前期課程は、専門の基礎能力に立ち、主体的に自らの専門性を一層向上させていく専門技術者又は研究者を養成することを目的とする。

(博士後期課程の目的)

第5条 博士後期課程は、高度な専門技術者又は先駆的な学術を推進する優れた研究者を養成することを目的とする。

(研究科の定員等)

第6条 本学大学院に設置する研究科、課程、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
工学研究科	博士前期課程	環境・生命工学専攻	50人	100人
	博士後期課程	環境・生命工学専攻	4人	12人
	合計		54人	112人

(標準修業年限及び在学年限)

第7条 博士課程の標準修業年限は5年とし、そのうち博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を、それぞれ超えて在学することはできない。

3 第30条第1項の規定により再入学した学生の在学年限については、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項に規定する前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第10条 本学大学院における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 6月1日
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) 春季休業

2 学長は、前項に定める休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第4号から第6号までの休業日の期間については、学長が別に定める。

第4章 教育課程

（教育方法）

第11条 工学研究科（以下「研究科」という。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は休業日等特定の時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 第1項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（科目区分等）

第12条 研究科の専攻における科目区分、授業科目、単位数及び配当年次は、学長が別に定める。

（履修単位数）

第13条 博士前期課程の学生は、学長が別に定める授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、学長が別に定める授業科目を履修し、10単位以上を修得しなければならない。

（授業計画、成績評価等）

第14条 学長は、授業に関する方法、内容及び年間計画を作成し、学生に明示するものとする。

2 学長は、学修の成果に係る評価並びに修了の設定に対する客観性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ作成し、学生に明示するとともに、成績を評価する場合は、当該基準に従わなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、授業計画、成績評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 履修の方法、単位の認定等

(履修の方法)

第15条 学生は、毎学年始めの指定された期間に、当該学年において履修する授業科目を申請して学長の承認を受けなければならない。

- 2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

第16条 履修方法の細目については、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第18条 各授業科目を履修した学生には、当該授業科目の担当教員が認定の上、所定の単位を与える。

- 2 単位の認定は、平常の学習状況及び試験、論文その他の方法（以下「試験等」という。）によるものとし、その方法は、各授業科目の担当教員が定める。
- 3 学長は、次に掲げる場合は、学生が在学中に他の大学の大学院において修得した単位を、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

(1) 教育上有益と認める場合

(2) 単位互換協定（本学と他の大学が、学生が当該協定大学の授業科目を履修した場合、所属する大学の単位として認定し、かつ、当該履修に係る入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないことを約する協定をいう。以下同じ。）に基づき協定大学の大学院の授業科目を履修した学生（以下「単位互換履修学生」という。）が、当該授業科目の担当教員による単位認定を受けた場合

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 学長は、教育上有益と認める場合は、学生が入学前に本学大学院において修得した授業科目の単位（前橋工科大学学則第11条第5項の規定による履修により修得した単位を含む。）を、入学後の本学大学院における授業科目の履修により修

得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が入学前に他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の認定について準用する。

(他の大学の大学院において修得した単位)

第20条 第18条第3項及び前条第2項の規定により与えることのできる単位数は、博士前期課程においては合わせて8単位を、博士後期課程においては合わせて2単位を、それぞれ超えないものとする。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院又は研究所等で研究指導を受けることを許可することができる。

(試験等の時期)

第22条 試験等の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない事情により、試験等を受けられなかった学生は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

(学習の評価)

第23条 学習の評価については、A、B、C、Dの4段階とし、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

第6章 入学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が

定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同

等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第26条 博士前期課程又は博士後期課程への入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて指定の期日までに学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条に規定する入学志願者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第28条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(進学手続及び進学許可)

第29条 博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程への進学を志願する者は、進学願書にその他必要な書類を添えて指定の期日までに学長に願い出なければならない。

- 2 前項に規定する進学志願者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。
- 3 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の書類を提出し、進学の手続を完了した者に博士後期課程への進学を許可する。

(再入学)

第30条 学長は、博士前期課程又は博士後期課程を退学した者で、本学大学院に再入学を志願するものがあるときは、欠員等の状況により、審査の上、学長が相当年次に再入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第7章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了の認定)

第31条 博士前期課程に2年（前条の規定により再入学した者にあつては、同条第2項の規定に基づき決定した在学すべき年数）以上在学し、第13条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については、学長が博士前期課程の修了を認定する。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査及び最終試験は工学研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて工学研究科会議が審議する。

(博士後期課程の修了の認定)

第32条 博士後期課程に3年（第30条第1項の規定により再入学を許可された者にあつては、同条第2項の規定に基づき決定した在学すべき年数）以上在学し、第13条に規定する博士後期課程修了要件の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した者については、学長が博士後期課程の修了を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、専攻会議で審査の上、学長が優れた業績を上げたと認める者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第25条第2項第2号から第6号までに該当する者 1年

(2) 修士課程又は博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 修士課程又は博士前期課程における在学期間を含め3年

(3) 第25条第2項第1号又は第7号に該当する者 1年

3 博士論文の審査及び最終試験は、工学研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて工学研究科会議が審議する。

(学位の授与)

第33条 学長は、博士前期課程の修了を認定した者に修士の学位を、博士後期課程の修了を認定した者に博士の学位を、それぞれ授与する。

2 前項の学位に関する事項については、学長が別に定める。

第8章 削除

第33条の2 削除

2 削除

3 削除

第9章 休学、退学等

(休学)

第34条 病気その他のやむを得ない理由により引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由によって修学を不相当と認める者に休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第35条 休学の期間は、博士前期課程においては1年、博士後期課程においては2年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として、学長の許可を得て延長することができる。

2 休学の期間は、在学期間及び第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項に規定する修了の要件としての期間には算入しない。

(復学)

第36条 休学の期間が満了した者又は休学の期間であってもその事由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第37条 退学又は他の大学の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を得なけ

ればならない。

(留学)

第38条 外国の大学の大学院又は研究所で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項に規定する修了の要件としての期間に算入することができる。

3 第19条の規定は、外国の大学の大学院又は研究所で修得した単位について準用する。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第35条第1項に規定する休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第10章 入学検定料、入学料、授業料等

第40条 本学大学院の入学検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規則（平成25年規則第85号）の定めるところによる。

第11章 組織

(職員)

第41条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(工学研究科長等)

第42条 研究科に工学研究科長（以下「研究科長」という。）及び専攻主任を置く。

2 研究科長及び専攻主任に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(工学研究科会議)

第43条 研究科に、工学研究科会議を置く。

2 工学研究科会議は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。

3 研究科長は、前項に規定する者のほか、研究科の授業を担当する准教授及び講師を工学研究科会議に加えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、工学研究科会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(専攻会議)

第44条 専攻に専攻会議を置く。

2 専攻会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(組織的な研修)

第45条 本学大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修を実施する。

2 前項の研修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 科目等履修生、外国人留学生等

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学大学院の学生以外で、本学大学院の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第47条 学長は、本学大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で、大学の大学院等において教育を受ける目的で入国し、本学大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別履修学生)

第49条 学長は、他の大学の大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学の大学院等との協議に基づき、特別履修学生として入学を許可することができる。

2 特別履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位互換履修学生)

第50条 学長は、他の大学の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学の大学院との単位互換協定に基づき、単位互換履修学生として入学を許可することができる。

2 単位互換履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第52条 この学則その他の規律に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の規定による懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのない者
 - (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (3) 本学大学院の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者
- 4 第2項の停学の期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学の期間が通算して3か月以上にわたる場合は、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項に規定する修了の要件としての期間には、算入しない。

第14章 その他

第53条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日現在前橋工科大学の設置及び管理に関する条例（平成8年前橋市条例第34号）に基づき設置された前橋工科大学大学院に在学する学生（同日をもって博士前期課程又は博士後期課程を修了する者及び除籍される者を除く。）は、平成25年4月1日に公立大学法人前橋工科大学が設置する本学大学院に承継し、この学則を適用する。
- 3 この規則の施行の日前に廃止前の前橋工科大学大学院学則（平成12年前橋市規則第56号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 廃止前の前橋工科大学大学院学則第4条の表に規定する環境・情報工学専攻は、第6条の表の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成26年3月31日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学大学院に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第3号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 8 日規則第 9 号）

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 2 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日規則第 2 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第 6 条の表に規定する建設工学専攻、建築学専攻、生命情報学専攻、システム生体工学専攻及び生物工学専攻は、改正後の同表の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 3 1 日に当該専攻に在学する者で、この規則の施行日以後も引き続き在学するもの（施行日以後に当該学科に編入学、再入学又は転入学する者を含む。）が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 6 条の表に規定する工学研究科博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 8 年度から令和 9 年度までは、次のとおりとする。

研究科・課程		収容定員	
		令和 8 年度	令和 9 年度
工学研究科	博士前期課程	5 0 人	1 0 0 人

- 4 附則第 2 項に規定する者に対する改正後の第 1 2 条、第 1 5 条、第 3 3 条の 2 の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

前橋工科大学大学院学則の改正について

1 前橋工科大学大学院学則の改正の理由及び内容

前橋工科大学大学院博士前期課程において、現在の5専攻（建設工学専攻、建築学専攻、生命情報学専攻、システム生体工学専攻、生物工学専攻）を1専攻（環境・生命工学専攻）に再編するのに当たり、所要の規定の整備を行う。

(1) 入学定員及び収容定員の変更

博士前期課程の環境・生命工学専攻における入学定員を50人、収容定員を100人に変更するため該当する規定を改める。

(2) 他専攻の授業科目の履修等の変更

1専攻に再編することに伴い、他専攻の授業科目の履修等に係る規定を改める。

(3) 教育職員免許

現在のカリキュラムにおいて、取得が可能な高等学校教諭専修免許状（理科）は、新カリキュラムでは取得ができなくなるため該当する規定を削る。

(4) 附則の規定

ア 施行期日（第1項関係）

改正後の学則は、令和8年4月1日から施行するものとする。

イ 経過措置

(ア) 現在の5専攻は、現に在学する学生がいなくなるまでの間存続するものとする（第2項関係）

(イ) 新専攻の収容定員が改正後の第6条の表に規定する人数になるのは2年後のため、令和8年度から令和9年度までの間の収容定員を定める（第3項関係）

(ウ) 現に在学する学生に対しては、(2)から(3)までによる改正後の規定にかかわらず、改正前の規定を適用するものとする（第4項関係）

2 施行期日

令和8年4月1日

経過措置は上記1(4)イのとおり

前橋工科大学大学院学則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																																										
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 課程、研究科等、修業年限及び在学年限（第3条―第7条） 第3章 学年、学期及び休業日（第8条―第10条） 第4章 教育課程（第11条―第14条） 第5章 履修の方法、単位の認定等（第15条―第23条） 第6章 入学（第24条―第30条） 第7章 課程の修了及び学位（第31条―第33条） 第8章 削除 第9章 休学、退学等（第34条―第39条） 第10章 入学検定料、入学料、授業料等（第40条） 第11章 組織（第41条―第45条） 第12章 科目等履修生、外国人留学生等（第46条―第50条） 第13章 賞罰（第51条・第52条） 第14章 その他（第53条） 附則	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 課程、研究科等、修業年限及び在学年限（第3条―第7条） 第3章 学年、学期及び休業日（第8条―第10条） 第4章 教育課程（第11条―第14条） 第5章 履修の方法、単位の認定等（第15条―第23条） 第6章 入学（第24条―第30条） 第7章 課程の修了及び学位（第31条―第33条） 第8章 教育職員免許（第33条の2） 第9章 休学、退学等（第34条―第39条） 第10章 入学検定料、入学料、授業料等（第40条） 第11章 組織（第41条―第45条） 第12章 科目等履修生、外国人留学生等（第46条―第50条） 第13章 賞罰（第51条・第52条） 第14章 その他（第53条） 附則																																																										
第6条 本学大学院に設置する研究科、課程、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。	第6条 本学大学院に設置する研究科、課程、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。																																																										
<table><tr><th>研究科</th><th>課程</th><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="4">工学研究科</td><td rowspan="2">博士前期課程</td><td>環境・生命工学専攻</td><td>50人</td><td>100人</td></tr><tr><td>攻</td><td></td><td></td></tr><tr><td>博士後期課程</td><td>環境・生命工学専攻</td><td>4人</td><td>12人</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>54人</td><td>112人</td></tr></table>	研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員	工学研究科	博士前期課程	環境・生命工学専攻	50人	100人	攻			博士後期課程	環境・生命工学専攻	4人	12人	合計		54人	112人	<table><tr><th>研究科</th><th>課程</th><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="10">工学研究科</td><td rowspan="6">博士前期課程</td><td>建設工学専攻</td><td>10人</td><td>20人</td></tr><tr><td>建築学専攻</td><td>12人</td><td>24人</td></tr><tr><td>生命情報学専攻</td><td>10人</td><td>20人</td></tr><tr><td>システム生体工学専攻</td><td>10人</td><td>20人</td></tr><tr><td>生物工学専攻</td><td>6人</td><td>12人</td></tr><tr><td>計</td><td>48人</td><td>96人</td></tr><tr><td rowspan="2">博士後期課程</td><td>環境・生命工学専攻</td><td>4人</td><td>12人</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td>52人</td><td>108人</td></tr></table>	研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員	工学研究科	博士前期課程	建設工学専攻	10人	20人	建築学専攻	12人	24人	生命情報学専攻	10人	20人	システム生体工学専攻	10人	20人	生物工学専攻	6人	12人	計	48人	96人	博士後期課程	環境・生命工学専攻	4人	12人				合計			52人	108人
研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員																																																							
工学研究科	博士前期課程	環境・生命工学専攻	50人	100人																																																							
		攻																																																									
	博士後期課程	環境・生命工学専攻	4人	12人																																																							
	合計		54人	112人																																																							
研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員																																																							
工学研究科	博士前期課程	建設工学専攻	10人	20人																																																							
		建築学専攻	12人	24人																																																							
		生命情報学専攻	10人	20人																																																							
		システム生体工学専攻	10人	20人																																																							
		生物工学専攻	6人	12人																																																							
		計	48人	96人																																																							
	博士後期課程	環境・生命工学専攻	4人	12人																																																							
	合計			52人	108人																																																						
	（科目区分等） 第12条 研究科の<u>専攻</u>における科目区分、授業科目、単位数及び配当年次は、学長が別に定める。	（科目区分等） 第12条 研究科の<u>各専攻</u>における科目区分、授業科目、単位数及び配当年次は、学長が別に定める。																																																									
第15条 省略 2 省略	第15条 省略 2 省略																																																										
	3 <u>博士前期課程の学生は、学長の承認を得て、他の専攻の授業科目を履修することができる。</u> 4 <u>前項の場合において、博士前期課程の修了要件として認められる単位数は、6単位を限度と</u>																																																										

第33条の2 削除

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

3 改正後の第6条の表に規定する工学研究科博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

研究科・課程		収容定員	
		令和8年度	令和9年度
工学研究科	博士前期課程	50人	100人

4 附則第2項に規定する者に対する改正後の第12条、第15条、第33条の2の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 8 章 教育職員免許
(教育職員免許)

3 本学で所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	教育職員免許状の種類	免許教科
工学研究科	生物工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科

-學則-15

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学部、学群及び学生定員並びに修業年限及び在学年限（第3条―第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条―第8条）
- 第4章 教育課程（第9条・第10条）
- 第5章 履修の方法、単位の認定等（第11条―第19条）
- 第6章 入学（第20条―第28条）
- 第7章 卒業及び学位（第29条―第31条）
- 第8章 削除
- 第9章 休学、退学、転学群等（第33条―第39条）
- 第10章 入学検定料、入学料、授業料等（第40条）
- 第11章 組織（第41条―第47条）
- 第12章 科目履修生、外国人留学生等（第48条―第52条）
- 第13章 賞罰（第53条・第54条）
- 第14章 客員教授及び客員研究員（第55条）
- 第15章 附属図書館、図書・情報センター、基礎教育センター、教職センター、
キャリアセンター、研究・産学連携推進本部、地域連携推進センター、ソー
シヤルデザイン研究センター及びバイオサイエンス研究センター（第56
条―第61条の4）
- 第16章 大学院（第62条）
- 第17章 学術研究院（第63条）
- 第18章 補則（第64条）

附則

第1章 総則

（目的及び使命）

第1条 前橋工科大学（以下「本学」という。）は、科学技術に関する広い知識と専門の学術を深く教授研究し、人間性及び創造性豊かな技術者を育成することを目的とし、もって地域市民の生活と文化の向上に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを使命とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価並びに改善（以下「自己評価等」という。）を行い、それらを公表する。

2 自己評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学部、学群及び学生定員並びに修業年限及び在学年限
（学部、学群及び学生定員）

第3条 本学に設置する学部、学群、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学群		入学定員	編入学定員	収容定員
工学部	建築・都市・環境工学群	132人	第3年次に3人	534人
	情報・生命工学群	132人	第3年次に3人	534人

（工学部の目的）

第4条 工学部は、幅広い基礎教育を基盤にし、専門の基本及び専門教育を通して、自ら主体的に学び、考え、柔軟かつ総合的に判断できる人材を養成することを目的とする。

（修業年限及び在学年限）

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、第3年次に編入学した学生の在学年限は、4年を超えることができない。

4 転入学した学生の在学年限は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて次の2期とする。

（1）前期 4月1日から9月30日まで

（2）後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項に規定する前期及び後期の期間を変更することができる。

（休業日）

第8条 本学における休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、

これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の休日

(3) 開学記念日 6月1日

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間については、学長が別に定める。

3 休業日の期間中においても必要な場合は、実習その他の授業を開講することができる。

第4章 教育課程

（教育課程の編成及び授業の方法）

第8条の2 教育課程は、大学の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 前項の規定により教育課程を体系的に編成するため、学群に教育プログラムを置く。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 第3項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6 第4項に規定する授業の方法により修得した単位のうち、卒業要件として認められる単位数は、60単位を限度とする。

（授業科目の区分）

第9条 授業科目は、その内容により、教養基礎科目及び専門教育科目に区分する。

（科目名、単位数等）

第10条 前条に規定する授業科目に関する科目の名称及び単位数その他必要な区分は、学長が別に定める。

第5章 履修の方法、単位の認定等

（履修科目の申請）

第11条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を申請して承認を受けなければならない。

2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

- 3 学生は、承認を得て、他学群の授業科目を履修することができる。
- 4 前項の場合において、卒業要件として認められる単位数は、20単位を限度とする。
- 5 本学大学院への進学を希望する学生は、教育上有益と認められる場合には、本学大学院工学研究科の授業科目を履修することができる。
- 6 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年又は一期に履修科目として申請することができる上限の単位数を定めることができる。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、学長が別に定めるところにより、当該上限の単位数を超えて履修申請することができる。

(履修の方法)

第12条 履修方法の細目については、学長が別に定める。

(授業計画及び成績評価等)

第13条 学長は、授業に関する方法、内容及び年間計画を作成し、学生に明示するものとする。

- 2 学長は、学修の成果に係る評価並びに修了の設定に対する客観性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ作成し、学生に明示するとともに、成績を評価するときは、当該基準に従わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業計画、成績評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第15条 各授業科目を履修した学生には、当該授業科目の担当教員が認定のうえ所定の単位を与える。

- 2 単位の認定は、平常の学習状況及び試験、論文その他の方法（以下「試験等」という。）によるものとし、その方法は、各授業科目の担当教員が定める。
- 3 学長は、次に掲げる場合は、学生が他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科において修得した単位を、本学において修得したものと認定することができる。

(1) 教育上有益と認める場合

(2) 単位互換協定（本学と他の大学が、学生が当該協定大学の授業科目を履修した場合、所属する大学の単位として認定し、かつ、当該履修に係る入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないことを約する協定をいう。以下同じ。）に基づき協定大学の授業科目を履修した学生（以下「単位互換履修学生」という。）が、当該授業科目の担当教員による単位認定を受けた場合

（大学以外の教育施設等における学修）

第16条 学長が教育上有益と認めるときは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により本学において修得したものと認定した単位数との合計が20単位を超えない範囲とする。

（入学前の既修得単位等）

第17条 学長が教育上有益と認める場合は、学生が入学する以前に本学又は他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、学生が本学入学以前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により与えることのできる単位数は、本学において修得した単位を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

（試験等の時期）

第18条 試験等の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない事情により、試験等を受けられなかった学生は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

（学習の評価）

第19条 学習の評価については、S、A、B、C、Dの5段階とし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

第6章 入学

（入学の時期）

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学において実施する入学選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 1 7 年文部科学省令第 1 号）の定めるところによる高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 9 0 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達したもの
（入学の出願）

第 2 2 条 本学への入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて指定の期日までに学長に願ひ出なければならない。

（入学者の選考）

第 2 3 条 前条に規定する入学志願者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 2 4 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第 2 5 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が編入学を志願するときは、選考の上、第 3 年次への編入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を卒業し、又は退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者

2 第 3 条及び前項の規定にかかわらず、学長は、欠員が生じた学群について、同項

各号に定める者のうちから、当該学群に編入学を志願する者を募集し、選考の上、第3年次への編入学を許可することができる。

(再入学)

第26条 学長は、本学を退学した者が再入学を願い出たときは、審査の上、相当年次に入学を許可することができる。ただし、第54条の規定による懲戒による退学者の再入学は、認めない。

(転入学)

第27条 学長は、他の大学に在学している者で、本学への転入学を希望するものがあるときは、欠員の状況等により、審査の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第28条 編入学、再入学及び転入学の場合の学習指導については、学長が別に定める。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、第5条第1項に規定する修業年限以上在学し、別に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に規定する卒業の要件に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(卒業)

第30条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第31条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位に関する事項については、学長が別に定める。

第8章 削除

第32条 削除

第9章 休学、退学、転学群等

(休学)

第33条 病気その他のやむを得ない理由で引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由によって修学を不相当と認める者に休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として、学長の許可を得て延長することができる。

2 休学の期間は、在学期間及び第 29 条に規定する卒業の要件としての期間には算入しない。

(復学)

第 35 条 休学の期間が満了した者又は休学の期間であってもその事由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第 36 条 退学又は他の大学等に転学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第 37 条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 29 条に規定する卒業の要件としての期間に算入することができる。

3 第 15 条の規定は、外国の大学に留学する場合について準用する。

(転学群)

第 38 条 学長は、転学群を志願する者があるときは、審査の上、許可することができる。

(除籍)

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第 5 条第 2 項又は第 3 項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第 34 条第 1 項に規定する休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 10 章 入学検定料、入学料、授業料等

第 40 条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規則（平成 25 年規則第 85 号）の定めるところによる。

第 11 章 組織

(職員)

第 41 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(副学長等)

第 42 条 本学に副学長、工学部長、工学研究科長、図書・情報センター長、地域連携推進センター長、基礎教育センター長、教職センター長、キャリアセンター長、学生部長、入試部長、教務部長、学群長及び専攻主任（以下「副学長等」という。）を置く。

2 副学長等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(名誉教授)

第43条 本学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特任教員)

第44条 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会)

第45条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 前項に規定する者のほか、本学の専任の准教授、講師、助教その他必要な職員を教授会に加えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学群会議)

第46条 学群に学群会議を置く。

2 学群会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教員の研修)

第47条 本学の教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修を実施する。

2 前項の研修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 科目履修生、外国人留学生等

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学等において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別履修学生)

第51条 他の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき特別履修学生として入学を許可することができる。

2 特別履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位互換履修学生)

第52条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との単位互換協定に基づき単位互換履修学生として入学を許可することができる。

2 単位互換履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第54条 本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の規定による懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのない者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者

4 第2項の停学の期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学の期間が通算して3か月以上にわたる場合は、当該停学の期間は、第29条に規定する卒業の要件としての期間には、算入しない。

第14章 客員教授及び客員研究員

第55条 本学に客員教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授及び客員研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第15章 附属図書館、図書・情報センター、基礎教育センター、教職センター、キャリアセンター、研究・産学連携推進本部、地域連携推進センター、ソーシャルデザイン研究センター及びバイオサイエンス研究センター

(附属図書館)

第56条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(図書・情報センター)

第57条 本学に図書・情報センターを置く。

2 図書・情報センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(基礎教育センター)

第58条 本学に基礎教育センターを置く。

2 基礎教育センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教職センター)

第59条 本学に教職センターを置く。

2 教職センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(キャリアセンター)

第60条 本学にキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究・産学連携推進本部)

第61条 本学に研究・産学連携推進本部を置く。

2 研究・産学連携推進本部に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携推進センター)

第61条の2 本学に地域連携推進センターを置く。

2 地域連携推進センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(ソーシャルデザイン研究センター)

第61条の3 本学にソーシャルデザイン研究センターを置く。

2 ソーシャルデザイン研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(バイオサイエンス研究センター)

第61条の4 本学にバイオサイエンス研究センターを置く。

2 バイオサイエンス研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

第16章 大学院

第62条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 学術研究院

第63条 本学に、教員組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第18章 補則

第64条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日現在前橋工科大学の設置及び管理に関する条例（平成8年前橋市条例第34号）に基づき設置された前橋工科大学に在学する学生（同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。）は、平成25年4月1日に公立大学

法人前橋工科大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。

- 3 この規則の施行の日前に廃止前の前橋工科大学学則（平成9年前橋市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年1月17日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月18日規則第8号）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第5項の規定は、令和3年度後期に係る履修の申請から適用する。

附 則（令和3年7月19日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第3条の表に規定する社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科及び総合デザイン工学科は、改正後の同表の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該学科に在学する者で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後も引き続き在学するもの（施行日以後に当該学科に編入学、再入学又は転入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第3条の表に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までは、次のとおりとする。

学部・学群		収容定員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
工学部	建築・都市・環境工学群	132人	264人	399人
	情報・生命工学群	132人	264人	399人

- 4 附則第2項に規定する者に対する改正後の第5条第3項、第9条、第11条第3項、第25条、第32条及び第38条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の第42条第1項の規定の適用については、同項中「学群長」とあるのは、「学群長、学科長」とする。

附 則（令和４年３月２２日規則第１号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日規則第３号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２６日規則第２号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学学則（平成25年規則第2号）第45条第7項の規定に基づき、前橋工科大学の教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表に定める教育研究に関する重要な事項

(招集)

第3条 教授会は、副学長（研究・地域貢献担当）が招集する。

2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上の者から請求があるときは、教授会を招集しなければならない。

3 学長は、教員（教授、准教授、講師及び助教に限る。）の過半数の者から請求があるときは、教授会を招集しなければならない。

4 前2項に規定するもののほか、学長は、必要があると認めるときは、教授会を招集することができる。

5 教授会を招集しようとするときは、事前に、日時、場所及び審議事項を定め、文書で通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは口頭によることができる。

(会議)

第4条 教授会は、定例会議及び臨時会議とし、定例会議は毎月1回、臨時会議は必要に応じて開催するものとする。

2 副学長（研究・地域貢献担当）は、教授会の議長となる。

3 副学長（研究・地域貢献担当）に事故等があるとき、又は副学長（研究・地域貢献担当）が欠けたときは、副学長（教育・企画担当）が教授会の議長となる。

4 前条第5項の審議事項のほか、緊急やむを得ないときは、出席者が審議すべき事項を提出することができる。この場合において、出席者の過半数の同意があるときは、議長は、これを審議しなければならない。

(定足数)

第5条 教授会の定足数は、構成員の3分の2以上とし、定足数に達しないときは、教授会を開くことができない。

(議事)

第6条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第7条 教授会に書記を置く。

2 書記は、事務局職員をもって充てる。

(議事録)

第8条 議事録は、書記が作成する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 学長は、必要があると認めるときは、教授会に出席することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長、総務課長及び学務課長は、教授会に出席して発言することができる。ただし、議決には加わることはできない。

(連絡調整)

第10条 議長は、審議した結果について必要があると認めるときは、教育研究審議会との連絡及び調整を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教授会が意見を述べる事項	関連規定
1 他の大学、短期大学又は高等専門学校の特攻科において修得した単位の認定に関する事項	前橋工科大学学則第15条第3項
2 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する事項	前橋工科大学学則第16条第1項
3 既修得単位及び学修の単位認定に関する事項	前橋工科大学学則第17条第1項及び同条第2項 前橋工科大学編入学規程第7条 前橋工科大学転入学規程第9条
4 転学群に関する事項	前橋工科大学学則第38条 前橋工科大学転学群に関する規程第4条第2項
5 除籍に関する事項	前橋工科大学学則第39条第3号
6 学生懲戒に関する事項	前橋工科大学学則第54条第1項 前橋工科大学学生懲戒規程第7条
7 メディア授業科目の開講手続に関する事項	前橋工科大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程第4条第3項
8 履修の許可の取消しに関する事項	前橋工科大学特別履修学生規程第10条 前橋工科大学単位互換履修学生規程第10条
9 大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する事項	前橋工科大学の大学以外の教育施設等における学修の単位認定規程第2条第1項

1 0 履修科目及び既修得単位の認定に関する事項	前橋工科大学転学群に関する規程第7条第2項
1 1 論文審査委員会主査及び審査委員の指名に関する事項	前橋工科大学修士及び博士学位審査等取扱要綱第4条及び第16条第1項
1 2 論文審査委員の変更に関する事項	前橋工科大学修士及び博士学位審査等取扱要綱第33条
1 3 予備審査委員会主査及び予備審査委員の指名に関する事項	博士学位論文の予備審査に関する内規第4条第2項
1 4 在学年限を短縮して修了することができる と認める場合の審査に関する事項	前橋工科大学大学院博士後期課程の在学年限の短縮に係る認定の審査に関する細則第4条第3項
1 5 その他学長が必要と認める教育研究に関する事項	—